

平成 15 年 11 月 27 日

市長決定

(平成 17 年 12 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 9 月 5 日一部改正)

(平成 22 年 2 月 1 日一部改正)

(平成 24 年 11 月 26 日一部改正)

(平成 27 年 10 月 1 日一部改正)

(平成 28 年 1 月 1 日一部改正)

(平成 28 年 6 月 3 日一部改正)

(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

指定管理者制度に係る事務処理方針

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に基づき、
公の施設の管理に指定管理者制度を導入する場合の調布市（以下「市」とい
う。）における事務処理方針を次のように定める。

第 1 総則

1 目的

この方針は、公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等の整備に際
し、大綱的な事項及び共通する事項について方針を示すことにより、市に
おいて統一的な取扱いを確保することを目的とする。

2 指定管理者制度

(1) この方針において「指定管理者制度」とは、法第 244 条の 2 の規定
により、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が指定する法
人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理運営

を代行させることをいう。

- (2) 指定管理者制度を導入する場合は、法に基づき、条例でこれを定めなければならない。

3 条例等の整備及び指定管理者の指定期限

条例・規則等の整備及び指定管理者の指定は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期日までに行うものとする。

- (1) 新たに設置しようとする施設で、管理運営を代行させようとする施設
当該施設が設置される日
- (2) 既存の施設で、新たに管理運営を代行させようとする施設 当該施設の管理運営を委ねる日

4 いわゆる「丸投げ」の禁止

指定管理者が行う管理運営に係る業務は、一括して第三者に委託してはならない。ただし、清掃、警備、保守点検等の管理運営の基幹となる業務以外で、かつ専門性及び特殊性のある業務等については、第三者に委託することができる。この場合において、当該業務、業務委託先等の必要事項を市に報告するものとする。

第2 制度導入の決定

1 制度活用の基本方針

- (1) 公の施設の管理運営については、公共性の確保を前提に、市民サービスの維持及び向上を図るとともに、地域の安定的及び継続的な発展を目指すことを基本とし、各施設の設置目的及び役割等を踏まえ、市民サービスの維持及び向上、管理運営の効率性及び経済性、地域コミュニティの醸成、協働の推進、雇用の確保、地域経済の発展等の要求水準に加え、市が指定管理者に期待する事業者等としての社会的責任、地域貢献等の観点を総合的に判断し、指定管理者制度の導入を進めるものとする。

なお、各施設における指定管理者制度の導入の判断及び指定管理者の候補者の選定に当たっての公募又は非公募についても、全庁的な検討によって行うよう努めるものとする。

- (2) 指定管理者が管理運営する期間は、5年を基準とし、10年を限度とする。

なお、期間の設定については、施設の規模、特性等を踏まえるものとする。

(3) 市の政策との連動性が高い施設について、調布市監理団体に対する指導監理等に関する要綱（平成13年調布市要綱第93号）第2第1号に規定する監理団体（以下「監理団体」という。）を指定管理者に指定する場合の指定管理者が管理運営する期間は、10年を基準とする。

なお、期間の設定については、施設の規模、特性、監理団体の取組実績等を踏まえるものとともに、5年を超える期間で監理団体を指定管理者に指定する場合、市は以下の対応を行うものとする。

ア 第10第2項の規定による管理運営状況等に関する評価の実施（指定期間中において複数回）

イ 事業計画の見直しに関する監理団体との協議及び調整（指定期間の中間年を目安）

ウ 指定期間を活かした効果的・効率的な管理運営等が行われず、かつ、改善が見込めない場合における指定の取消し

エ 指定管理者の指定に当たっての基礎的な状況が大きく変化した場合における、その後の対応に関する監理団体との協議及び調整

(4) 公の施設に係る指定管理者制度の導入に当たっては、次に掲げる事項を踏まえ、制度の活用を検討するものとする。

ア 行政では獲得が困難な専門的知識及び技術並びにノウハウの活用により、市民サービスの安定的な提供及び維持・向上を図ることができる場合

イ 効率的な管理運営及び経費の縮減が図れる場合

ウ 利用料金制（指定管理者の収入として、利用料金を收受させる制度をいう。）の活用により、インセンティブの付与が可能となり、より効率的な管理運営が見込まれる場合

2 制度導入ができないもの

学校教育法（昭和22年法律第26号）等個別の法令において、公の施設の管理運営主体が限定されている場合は、指定管理者制度を導入することができない。

第3 公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備

1 共通事項

(1) 指定管理者の指定の手続等指定管理者制度に関する通則的事項は、調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号。以下「手続条例」という。）、調布市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成15年調布市規則第62号。以下「手續規則」という。）及び調布市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成16年調布市教育委員会規則第1号）に定めるところによるものとする。

なお、通則的事項以外の事項については、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等で定めるものとする。

- (2) 市民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用のための手續、使用制限の要件、使用料等）は、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例、規則等で定めるものとする。
- (3) 「業務の範囲」のうち、市が実施すべき事項は、次に掲げるものとし、これらを指定管理者の業務の範囲から除くものとする。
- ア 公物警察権に基づく管理行為
 - イ 基本的利用条件の設定
 - ウ 使用料の強制徴収
 - エ 不服申立てに対する決定

2 条例に定めることができる事項

利用料金制を実施する場合は、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例で規定するものとする。この場合においては、市長等の承認を受けたうえで、指定管理者が利用料金を定めるものとする。

3 規則以下に定めることができる事項

- (1) 指定管理者に使用許可を行わせる場合には、規則で規定するものとする。
- (2) その他条例の施行について必要な事項については、条例の委任を受けて規則で定めるものとする。

なお、条例を改正する場合には、規則においても所要の改正を行うも

のとする。

4 協定等で定める事項

指定管理者に支出する費用の額等、細目的事項については、市と指定管理者との協議により定め、別途協定を締結するものとし、その他事務処理に必要な事項は、要綱、要領等に定めるものとする。

第4 指定管理者の候補の選定及び決定

1 選定の基本

- (1) 指定管理者を公募の方法により選定する場合は、合理的な理由がある場合を除き、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例の制定又は改正の後に行うものとする。ただし、行政処分である指定行為ではなく、指定しようとする準備行為は、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例の制定又は改正前であっても、手続条例に基づいて行うことができる。
- (2) 公募の方法によらない指定管理者の候補者の選定については、前号の規定に準ずるものとする。

2 指定管理者の候補者の募集

指定管理者の候補者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を示し、指定管理者の候補者を公募するものとする。

公募に当たっては、募集要項を作成し、市報、ホームページ等で市民や事業者に広く周知がなされる方法によるものとする。

申請までの期間は、十分な情報提供と事業計画書等を作成する期間を考慮し、やむをえない事情等を除き、30日以上を確保するものとする。

また、現地説明会等を実施し、指定管理者の候補者に応募しようとする者に対し、当該施設の現況等を把握させるため、説明会、現地視察等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公の施設の名称、設置目的、規模、休館日、開館時間その他概要
- (2) 指定管理者が管理運営する業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理運営する期間
- (4) 指定を受けるために必要な資格及び欠格条項
- (5) 利用料金制の有無
- (6) 申請に必要な書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 団体の定款又は寄付行為、概要書、財務諸表、活動実績書等

エ 収支計画書、附属書類等

オ 法人登記簿謄本履歴事項証明書（法人以外の団体にあっては、法人における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人に相当する職員の氏名等を明示している書類）

(7) 申請期間及び申請先（所管部署）

(8) 募集要項の配布方法

(9) 選定方法及び審査方式

(10) 具体的な選定基準（審査項目、評価基準、配点等）

(11) 指定管理者と市とのリスク負担（責任分担）

(12) 経費の支払方法

(13) 暴力団排除条項

(14) その他必要な事項

3 応募資格の欠格条項

次の各号のいずれかに該当するものは、応募に関する資格を有しないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

(2) 調布市から指名停止措置を受けているもの

(3) 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき更生又は再生手続を開始している法人

(5) 法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの（法人以外の団体にあっては、法人における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人に相当する職員が、調布

市の議員、長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員となっているもの）

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものの
- (7) その他法令に反する行為等、社会的な信用を失墜させるなどの行為があり、指定管理者としての適格性に欠けると判断したもの

4 選定方法

- (1) 市長等は、次に掲げる要件を満たすもののうちから、指定管理者の候補者を選定するものとする。
 - ア 住民の平等利用が確保されるものであること。
 - イ 事業計画が、施設の効用を最大限発揮するとともに管理運営経費の縮減が図られる内容のものであること。
 - ウ 管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
 - エ 公の施設の管理運営を担う自覚と責任を持ち、個人情報保護や危機管理対策、適正な人員配置や労務管理、雇用計画等の管理運営体制に関する方針等が示されているものであること。
 - オ 人材の育成、高齢者や障害者等の雇用促進、次世代育成の推進、環境配慮への取組等における方針が明確にされているものであること。
 - カ 災害援助、地域経済への寄与、地域貢献等、事業者の積極的な取り組みが期待できるものであること。
 - キ その他施設の態様等個別事情に応じて、必要な選定基準を設けるものであること。

選定基準については、第2第1項に規定する制度活用の基本方針を踏まえ、各公の施設において具体的なものを設定するものとする。設定に当たっては、事業者の提出した事業計画の内容を適切に判断でき、かつ、適正な選定経過及び結果を導き出すことができる具体的な基準とするものとする。

なお、指定管理者となるべき者の制限を行うこと（「公共的団体に限る。」、「営利目的とするものを除く。」等）は、法の趣旨を踏まえ、原則として

することができない。ただし、より高い公共性を有する場合、又は市の政策として必要な場合は、合理的な理由を付したうえで、一定の制限を行うことができる。

(2) 候補者選定審査委員会の設置

公正な選定と業務内容を踏まえた専門的な評価を行う観点から、調布市公の施設の指定管理者候補者選定審査委員会要綱（平成17年調布市要綱第83号）に基づき、施設を所管する部署において、選定審査委員会を設置するものとし、選定審査委員会には、公認会計士、中小企業診断士等、専門的知見を持つ外部委員を参画させるものとする。

また、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設を所管する部のほか、行政経営部及び総務部の次長（相当職を含む。）等の職員を選定審査委員会の委員として加えるなど、指定管理者制度の効果的な運用及び統一的な取扱いの確保を図るよう努めるものとする。

(3) 選定審査委員会は、事業計画の内容を審査するため、必要に応じてプレゼンテーション等の方法により、事業計画の内容について説明を受け、質疑応答を行うことができる。この場合において、プレゼンテーション等を行う場合は、非公開とする合理的理由がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。

5 公募の方法によらない選定等

(1) 市長等は、第3項各号に該当せず、第4項第1号に掲げる要件を満たすもので、当該公の施設の態様等により、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる法人その他の団体があるときは、次の条件に該当する場合に限り、第2項の規定による公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができる（指定期間満了後、再指定する場合も同様とする。）。

ア 調布市ふれあいの家について、自治会の会員その他地域の住民を構成員とし、当該調布市ふれあいの家の運営を目的に設立された運営委員会を指定管理者の候補者として選定する場合

イ 公の施設において、公共性・公益性を有する監理団体が、施設の管理と事業の運営を一体的に行うことにより、事業の充実が図られ、当

該施設の設置目的が効果的に達成されると認められる場合

ウ 前各号に掲げるもののほか、公募の方法によらず指定管理者の候補者を選定する必要がある場合

(2) 前号の規定による場合は、当該団体から指定の申請と事業計画書を提出させ、説明等を受けるものとする。また、この場合においても選定審査委員会を開催し、事業計画の内容を審査するものとする。

なお、市の施策のより効果的・効率的な推進を図る観点から、前号イの条件に該当する場合において当該団体が事業計画書を提出するときは、事前に市と協議したうえで事業計画の内容を整理するものとする。

(3) 新たに設置する調布市ふれあいの家について、第1号アの条件に該当する場合は、前号後段の規定は適用しないこととすることができる。

第5 指定を受けようとする者からの指定申請の提出

1 指定申請の提出

様式により指定申請書を提出させるとともに、第6の規定による仮協定を作成し、締結するものとする。申請書の様式は、手続規則に定めるところによる。

2 添付書類

指定申請書には、指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理運営の事業計画書、管理運営を行う物的能力及び人的能力を有していることを示す書類（決算書等）並びにその他必要な書類を添付させるものとする。

第6 候補者との仮協定の締結

1 仮協定の締結

(1) 協定における考え方

協定は、指定の期間内において効力を有する基本協定及び各年度の内容を規定する年度協定によるものとする。

また、協定に盛り込むべき事項は、次号を参考に当該施設の管理運営の態様に応じて個別に設定するものとする。

なお、協定内容を履行するうえで、別に仕様書等を作成することを妨げない。

(2) 指定管理者の候補者を決定したときは、当該候補者と協議のうえ、遅

滞なく次に掲げる事項を記載した仮協定書を作成するものとする。

【基本協定】（参考例）

- ア 施設の目的
- イ 管理運営の基本方針等
- ウ 管理運営する施設の概要
- エ 指定の期間
- オ 管理運営に関する業務範囲
- カ 指定管理者の現場責任者に関する事項
- キ 事業計画に関する事項
- ク 管理運営経費に関する事項（履行確認、支払方法等）
- ケ 利用料金に関する事項
- コ 収納金の払込み、徴収業務受託者証書の交付、委託事務に関する会
計管理者の検査等（歳入徴収及び収納事務委託の場合に限る。）
- サ 施設等の使用承認
- シ 権利譲渡の禁止
- ス 物品の使用
- セ 経理状況報告に関する事項
- ソ 管理運営に当たり保有する個人情報の保護その他適正な取扱いに關
する事項
- タ 情報公開に関する事項
- チ 苦情処理体制に関する事項
- ツ 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- テ 業務報告の聴取等に関する事項
- ト 事故報告に関する事項
- ナ 指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- ニ 損害賠償の義務
- ヌ リスク負担に関する事項
- ネ 守秘義務に関する事項
- ノ 指定管理者の引継ぎに関する事項
- ハ 役員等の変更の際における事前の報告に関する事項

- ヒ 事業の実施体制及び再委託業務の報告に関する事項
- フ モニタリングに関する事項
- ヘ その他必要な事項

【年度協定】（参考例）

- ア 年度協定の期間
- イ 指定管理者に支出する管理運営に係る費用の額
- ウ その他年度ごとに定めるべき必要な事項

なお、経費の支払方法については、リスク回避の観点から原則的に確定払とするものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (3) 仮協定は、議会の議決に対する契約における仮契約の手続に相当するものであるため、議案提出の前に上記の事項について必ず確定させておくものとする。

第7 指定管理者の指定の議決

1 指定の議決

指定管理者の指定をする場合は、法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得なければならない。

2 議案提出

- (1) 議案には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 指定する公の施設の名称
- イ 指定管理者として指定する者の名称
- ウ 指定の期間（開始年月日及び終了年月日）

- (2) 予算措置が必要な場合は、別途所定の措置を講ずるものとする。

第8 指定管理者による管理運営の実施

1 議決後の措置

議決後、指定管理者に指定書を交付し、正式協定を締結するものとする。また、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

2 市長等の権限

- (1) 市長等は、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理運営する公の施設の管理運営の適正を期するため、当該業務又は経理

の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(2) 市長等は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が前号の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

なお、指定を取り消す場合には、新たな指定管理者を選定及び指定する期間を考慮し、従前の指定管理者の取消しと新たな指定管理者の指定を同時に行うものとする。この場合において、公募に十分な期間がとれない場合等には、公募の方法によらない選定方法を採ることができる。

(3) 不利益処分に関する手続については、調布市行政手続条例（平成7年調布市条例第33号）に定めるところによる。

第9 事業報告書の提出

1 事業報告書の提出義務

毎年度終了後30日以内に、指定管理者に、その管理運営する公の施設の管理運営の業務に関しての事業報告書を提出させるものとする。

なお、事業報告書の提出時には、引き続き安定した業務遂行能力の有無を確認するため、必要に応じ、指定管理者の財務関係書類等を提出させることができる。

2 事業報告書に記載すべき事項

事業報告書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとし、様式については問わないものとする。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 料金を徴収している場合においては、料金収入の実績
- (4) 管理運営経費等の収支状況
- (5) その他必要な事項

第10 モニタリング（監視）

1 統一的なモニタリング

指定管理者による公の施設の管理及び運営並びに事業の実施にかかる状況を定期的に監視及び評価するため、モニタリングを実施するものとする。この場合において、統一的なモニタリングとするため、モニタリング実施方針を定めるものとする。

なお、モニタリングの具体的な内容及び方法は、施設の状況に応じ、その詳細を協定等に定めるものとする。

2 第三者的視点からの評価

前項に規定するモニタリングのほか、指定管理者による公の施設の管理及び運営並びに事業の実施にかかる状況について、必要に応じて、指定管理者及び施設所管部署以外の視点から評価を実施することができるものとする。

なお、当該評価における取組の統一性を確保するため、実施方針を定めるものとする。

第11 情報公開

選考過程における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、指定管理者制度に関する情報について公開するものとする。

- (1) 指定管理者となった者及び指定管理者の候補者から提出された書類等については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定による個人情報又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）の規定による秘密事項等、公開しないことによる合理的理由がある場合を除き、公開するものとする。

なお、事前に募集要項等において公表条件等を必ず明記するものとする。

- (2) 公開に当たっては、指定管理者の選定に影響を及ぼさないよう、慎重に行うものとする。

- (3) 公開方法については、市報、ホームページ、行政資料室等で行うものとし、公開内容については、公開方法の特性に応じて判断するものとする。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市情報公開条例（平成11年調布

市条例第19号)の規定により、市政情報公開請求があった場合は、同条例に基づき公開するものとする。

【選定審査委員会による候補者の決定後に公開する情報】(参考例)

- ア 応募団体の名称、選定方法、審査方式、選定基準、審査結果(選定された団体の名称、得点集計、選定理由、付帯意見等)
- イ 事業提案書(個人情報等に関するものを除く。)
- ウ 選考審査委員会名簿
- エ 選考審査委員会議事録(ただし、第1号に掲げる公開しない事項を除く。発言内容については、選定審査委員会の承認により、要約した記録とすることができます。)

第12 災害応急対策

市長等は、「調布市地域防災計画」に基づき、災害発生時等において、必要に応じて、指定管理者が管理運営する公の施設を避難所等として使用することができるものとする。この場合、指定管理者は、市が行う災害応急対策等に協力するものとする。

なお、災害発生時等における指定管理者との連携・協力、施設の使用条件及び費用負担等については、その詳細を指定管理者との協定等により定めるものとする

第13 暴力団排除の取組

市長等は、調布市暴力団排除条例(平成24年調布市条例第27号)、調布市における施設及び事務事業等からの暴力団排除に係る合意書(平成24年8月28日施行)に基づき、暴力団排除の取組を推進するため、指定管理者が管理運営する公の施設において必要な措置を講ずるものとする。

なお、暴力団排除の取組に係る具体的な内容及び方法は、施設の態様に応じ、その詳細を指定管理者との協定等により定めるものとする。

第14 その他

1 不服申立て

法第244条の4第3項の規定により、指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分に対して不服がある者の不服申立てについては、指定管理者に対してではなく、市長に対して審査請求を行うものとし、教

育委員会が所管する公の施設の場合も、また同様とする。

なお、この場合における審査請求の裁決に当たっては、市長は議会に諮詢してこれを決定しなければならず、また、市長がした裁決について不服がある者は、都知事に再審査請求をすることができる。その他の事項については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるところによる。

2 使用料の強制徴収

使用料の強制徴収の権限は、指定管理者がこれを行うことができず、市長等に専属するものとする。

3 住民監査請求及び住民訴訟

指定管理者に対する公金の支出、財産の管理等が違法又は不当であると認められる場合には、住民監査請求や住民訴訟の対象となることがある。

4 監査委員の監査

指定管理者についても、法第199条第7項の規定により、監査委員の監査の対象となることがある。

5 国家賠償法の適用

指定管理者の下で利用者に損害が発生した場合は、判例上、公の施設を設置した地方公共団体に対して国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定の適用が認められているので、留意するものとする。

6 その他

その他指定管理者制度の実施に当たり必要な事項は、別に定める。